

訂正とお詫び

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（択一過去問編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【会社法・商法Ⅲ】

頁数	問題番号	誤	正
188	44-35 8 行目以降追加	また、当該特定の株主は <u>議決権を行使することができず</u> (160 IV)、 <u>定足数にも算定されない</u> 。通常は株主総会の決議において特別利害関係人は議決権を行使できるため、その意味では例外となるが、これは大株主だけが常に自分の株式売却を決定できるのでは不公平となるので、すべての株主に株式売却の機会を実質的に確保するためである。よって、本肢の場合、議決権を行使することができる株主の全員（ACDE）が出席し、出席した当該株主の議決権（ACDE合計 360 個）の 3 分の 2（240 個）以上の賛成が得られている（AD合計 240 個）ため、決議が可決される。	